

令和8年6月吉日

医療機関各位

大阪府訪問看護ステーション協会 三島ブロック  
ブロック長 米島 ゆかり  
大阪府済生会茨木訪問看護ステーション  
管理者 西森麻喜子

### 訪問看護指示書の交付に係る郵送費用について

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当ステーションの訪問看護事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度診療報酬改定に係る疑義解釈通知（令和8年3月23日付）において、訪問看護指示書の郵送費用については、交付元である医療機関において負担することが適当であるとの考え方が示されております。

#### 【訪問看護指示料】

問 36 「C007」訪問看護指示料について、訪問看護指示書の郵送代は、訪問看護指示書を交付する医療機関が負担するのか。

(答) そのとおり。

また、訪問看護ステーションが当該郵送費用や返信用封筒等を負担した場合、結果として医療機関に対する経済的利益の提供と受け取られる可能性があるため、適切な運用に留意するよう行政からも周知されております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、今後、訪問看護指示書の郵送に係る費用および返信用封筒のご準備につきましては、貴院にてご対応いただきますようお願い申し上げます。

地域医療における円滑な連携と適正な事業運営のため、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白